

令和5年度 相模原市立桜台小学校

桜台小学校 いじめ防止基本方針

桜 台 小 学 校

令和5年 4月

相模原市立桜台小学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

「人・もの・こと」に主体的に向き合い、関わり合って、自らの可能性を發揮し、よりよく生きようとする子

（めざす児童像）

- ・自ら行動し、主体的に学び続ける子
- ・自分のよさを知り、伸びようとする子
- ・お互いを尊重し合う子
- ・よりよく生活しようと最後まであきらめずに取り組む子
- ・健康に留意し、体力向上に努める子

【家庭・地域との連携】

家庭・地域に開かれた学校経営

- ・PTAや地域・学校評議員会
- ・青少年健全育成協議会
- ・学校安全ボランティアとの連携
- ・青少年相談員との連携
- ・各種ボランティアや桜台美術館運営委員との連携

【校内組織】

桜台小学校いじめ防止対策委員会

- ・校長・副校長・教務主任
- ・総括教諭・児童指導主任
- ・児童支援専任教諭
- ・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・各学年主任・支援級主任

【関係機関との連携】

- ・教育委員会・青少年相談センター
- ・相模原南警察署・児童相談所
- ・南子育て支援センター
- ・相模台中及び麻溝台中学校区小中連携教育事業
- ・各児童クラブ

【いじめの未然防止】

- いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
 - (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。…（校内研究の充実、公開授業の実施、居場所づくり「話し合い活動の充実」等）
 - (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。…（絆づくり「自主的な運営、異学年交流ふれあいタイム」、児童会が中心となったあいさつ運動等）
 - (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などを推進し、いじめ（インターネット等によるいじめを含む）についての校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。…（人権・道徳教育の充実、読書活動や福祉体験の実施、校内研修「人権研修、道徳研修、情報モラル研修」の実施、教師向けチェックリストの取り組み、講話・生活朝会での話、保護者会・学級懇談会・各種たより等での啓発等）
 - (4) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。…（親子ふれあい活動、安全ボランティアや青少年相談員との懇談会、地区健全育成協議会等への参加等）

【いじめの早期発見】

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
 - (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。…（休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子、日記、個別面談、家庭訪問、電話連絡等）
 - (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童が、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。…（アンケートは原則学期に1回、青少年教育カウンセラーによる教育相談「毎週火曜日」等）
 - (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。…（相談窓口の周知、保健室・相談室だよりの発行、支援教育支援員や青少年教育カウンセラーによる校内巡視等）

【いじめへの対処】

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。…（対策委員会の立ち上げ、面接等）
 - (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。…（各団体・機関との連携、情報発信、電話連絡等）

1. いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうることから、誰もが安心して学校内外生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一方向・歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行い、未然防止に努めるとともに、迅速かつ組織的に対応していく。

2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体で、いじめ対策を行う。

○組織名称 「相模原市立桜台小学校いじめ防止委員会」

○構成員 委員長：校長 副委員長：副校長

委員：教務主任、総括教諭、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、児童指導主任、養護教諭、青少年教育カウンセラー、各学年・支援級主任、スクールソーシャルワーカー

○委員会の取組内容

- ・いじめ未然防止の取組
- ・いじめ早期発見の取組
- ・いじめへの対処
- ・重大事態への対処

3. いじめの未然防止の取組

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ①授業改善……校内研究の充実、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり・授業改善。
- ②居場所づくり……話し合い活動の充実等。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ①絆づくり……自主的な運営、総合的な学習の時間「なかよし探究」、異学年交流「ふれあいタイム」等。
- ②児童会活動……あいさつ運動の展開等。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、福祉の体験活動などの推進をする。

- ①人権教育の充実……「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。

②道徳教育の充実……道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく全ての教育活動の中で実践する。

- ③読書活動や福祉体験等。

- ④小・中学校交流行事。

(4) いじめ（インターネット、SNS等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対して周知徹底を図る。

- ①校内研修……人権研修（含いじめ）、道徳研修、情報モラル研修等。
- ②教師向けチェックリスト等による、いじめ防止の取り組みの充実。
- ③講話朝会、生活朝会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話。
- ④保護者会、学級懇談会、各種たより等における啓発。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ①親子ふれあい活動。
- ②安全ボランティアや青少年相談員との懇談会。
- ③地区健全育成協議会等への参加。

4. いじめの早期発見の取組

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ①休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子。
- ②日記、個別面談、家庭訪問、電話連絡等により把握。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①アンケートの実施。学期に1回。

②教育相談（毎週火曜日）。

(3) 在籍児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①相談窓口の周知…青少年相談カウンセラー

毎週火曜日 電話042-742-3767（直通）

いじめ相談ダイヤル 電話042-707-7053（直通）

ヤングテレフォン 電話042-755-2552（直通）

②保健室だより、相談室だより等の発行。

③児童支援専任教諭や青少年教育カウンセラーによる校内巡視。

5. いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。

①校内の「桜台小学校いじめ防止対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）」に直ちに情報を共有する。

②速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット、SNS等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

○スクールソーシャルワーカー、青少年教育カウンセラー

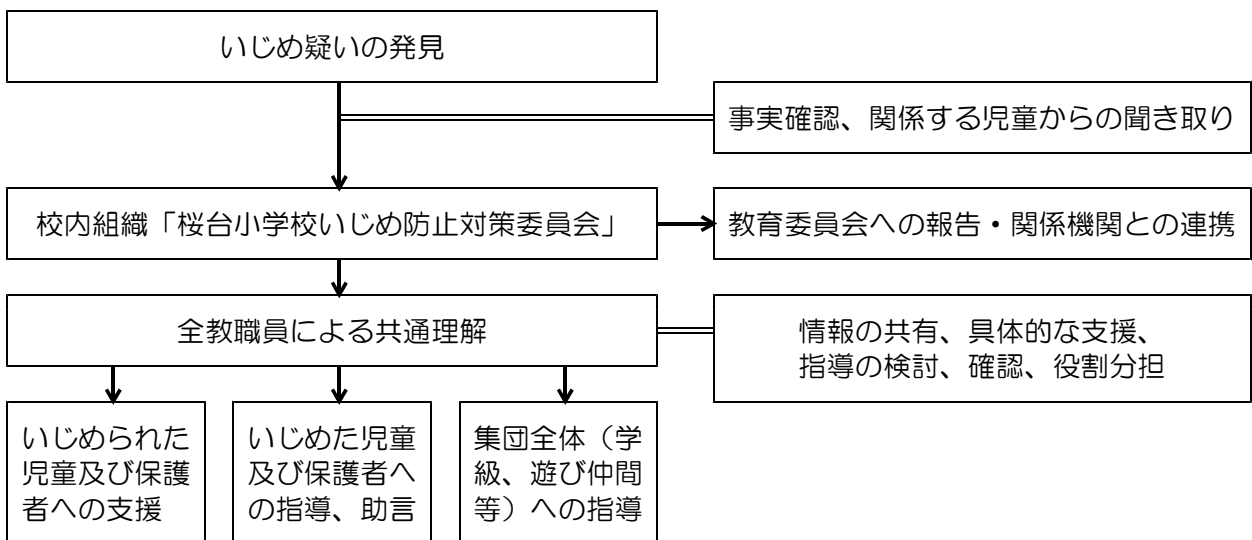
○南警察署、県警少年相談・保護センター

○青少年相談員（民生・児童委員、主任児童員、保護司等）

○児童相談所、南子育て支援センター

○教育委員会各課

(対応経路)



6. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、調査を行う。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

(1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

(2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。

(3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。